

〈研究動向〉

シュタインの都市法（一八〇八年）をめぐる研究動向

北村 昌史

はじめに

本稿は、プロイセンにおいて一八〇八年十一月十九日に発令された、いわゆる「シュタインの都市法」⁽¹⁾の研究史を辿ろうというものである。

これは、イエーナ・アウエルシュタットの戦いでフランス軍に敗北したことをきっかけにおこなわれたプロイセン改革の一環として出された法律である。正式には「プロイセン王国の全都市のための法令 Ordnung für sämtliche Städte der preussischen Monarchie」⁽²⁾である。

一八〇七年から一年間プロイセン改革を最初に導いたフライヘル・フォン・シュタインの在任期間のほぼ最後に出されたこの都市法は、彼の名前と結び付けられてきた。⁽³⁾

この都市法については、制定二〇〇周年の一九〇八年前後に研究の盛り上がりがあり、一五〇周年の一九五八年前後にも関心が向けられている。こうしてみると、制定二〇〇周年の二〇〇八年前後にもシュタインの都市法をめぐる新たな研究動向が形成されても不思議ではないが、取り立てて目立った動きはうかがえなかった。若干見られた研究については本稿でもふれるが、従来とは異なった観点がシュタイ

ンの都市法研究にとられるようになっていく。本稿ではこうしたシュタインの都市法をめぐる位置づけの変化から、ドイツ史・プロイセン史研究が置かれている状況を浮き彫りにすることを試みたい。

研究史をたどる前に、章を改めて、都市法によってプロイセンの都市にもたらされた制度を簡潔に整理しておきたい。

一 シュタインの都市法による市政

プロイセンにおいては、シュタインの都市法導入以前には市民による自治は存在しなかった。⁽⁴⁾同職組合をもとに組織され、それによって市民の関与が可能となった近世ドイツ西部の市政とは様相を異にする。⁽⁵⁾都市内の行政は市参事会によって担われていたが、それに一般の市民の関与を保証する制度はなかった。その市参事会による市政も、十八世紀初頭のフリードリヒ・ヴィルヘルム一世以来、国家の監督が強化された。もともと十八世紀までベルリンで市参事会が実際におこなっていた業務は、宿営、教会・教育、手工業関連程度である。これにくわえ、当時の都市行政を考える際に、警察の問題を落とすことはできない。⁽⁶⁾当時の警察という言葉は、治安維持のみならず、都市内の様々

な業務をも包括する概念であった。建築の認可、道路・橋・照明の管理などの市内環境を維持する業務は、警察の管轄である。これはベルリンでは国家によって担われていた。都市行政は、市参事会と警察の二本立てであった。

全部で二〇八条あるシュタインの都市法の目的は、自治体行政への参加を通して市民に公共心を喚起するという教育的かつ倫理的なものであった。⁽⁷⁾ 都市は、人口一万人以上の大都市、三五〇〇人以上一万人未満の中都市、そして三五〇〇人未満の小都市に分けられる。各都市は、行政上の単位としていくつかの管区（ベルリンでは一〇二）に分けられ、市議会議員の選挙もこの管区単位でおこなわれる。

都市の住民は市民と居留民の二つに区分されるが、これは近世以来の在り方を継承したものである。前者は土地所有と営業権を伴う市民権をもつ者であり、具体的には手工業親方や小商人がそうである。後者は市民権をもたない多様な社会層をまとめたカテゴリーであり、具体的には徒弟、職人、労働者などである。都市法で規定されているのはこの二つの階層だけであるが、これとは別に市民権免除者⁽⁸⁾とよばれる社会層があった。これは、伝統的に国から特権を得て市民権の対象外となった社会層であり、具体的には聖職者、軍人、官僚、教養市民である。この社会層も、市内の土地を所有していれば、市民権を獲得することができる。都市法ではこの社会層についてとくに規定がなされておらず、一九世紀前半を通じて市民権免除者は存続していく。

都市の行政機構は、三つの社会層のうち市民の参加に基づき、市議会、市参事会、委員会、そして管区長からなる。審議機関である市議会は、二〇〇ターラー以上の収入がある市民の選挙による市議会議員

によって構成される。大都市では市議会議員は六十から一〇二名の間、中都市では三十六名から六十名、そして小都市では二十四名から三十六人選出され、任期は三年である。ベルリンでは一〇二名の市議会議員が選出される。執行機関である市参事会には、歳費をうけとる参事会員、およびうけとらない参事会員の二種類がある。参事会員は二十六歳以上の市民の中から市議会が選出し、国家の監督官庁の承認が必要である。大都市では有給の参事会員としては市長、学識ある者が一ないし二名、建築顧問、法律顧問および会計が一人ずつ選ばれ、無給の参事会員に十二から十五名が選出される。任期は原則として六年である。管区長が、市内の各管区の行政を担う。管区長は、管区に定住する家屋保有者であり、市議会が選出する。市が担うとくに重要な業務の処理のために、市議会議員、参事会員および市民からなる委員会⁽⁹⁾がもうけられる。たとえば、十九世紀前半のベルリンでは宿営、救済、教育に関する委員会が設置されている。

以上の役職は、有給の参事会員をのぞけば、すべて歳費をうけとらず、基本的に名誉職である。こうした役職をひきうけるのは市民の義務であり、とくに理由がなければ役職のひきうけを拒否できない。

警察に関しては都市法では、国家の官庁が管轄するか、市参事会に任せるかは国家が決めると規定されていた。この規定から都市内の業務に直接・間接に国家が関与する可能性が残されたが、ベルリンでは一八〇九年に国家の官庁であるベルリン警視庁がもうけられた。⁽¹⁰⁾ こうして近世以来の二本立ての行政の在り方は存続する。

章を改めて、シュタインの都市法をめぐる研究動向を見ていきたい。

二 シュタインの都市法の理念をめぐる研究動向

すでにのべたように、都市法に関しては、その制定一〇〇周年の一九〇八年前後に研究に大きな盛り上がりがあった。この時点ですでに都市法研究の二つの方向性をはっきりとでている。一つ目は、都市法の成立過程や内容、そしてその背景にとりあげた研究であり、御前講演を出版したO・ギールケの著作がその代表的なものといえよう。⁽¹¹⁾二つ目は、個別都市・地域における都市法の導入とその後の市政の展開をあつかった研究であり、一〇〇周年の際にはベルリン、ブレスラウ、およびシュレージエンの諸都市に関する研究が出版されている。⁽¹²⁾この都市法の地方史研究については、第三章でまた検討することにして、本章では一つ目の都市法の理念をめぐる研究について追っていきたい。

この時期に都市法の理念が問題となった背景には、シュタインの思想的背景をめぐる、レーマン・マイヤー論争が当時練り広げられていたことを指摘できよう。シュタインに対するフランス革命の影響を重視するレーマンと、それを批判するマイヤーの間の論争については、すでに林健太郎が紹介している。⁽¹³⁾シュタインの思想が、ドイツの伝統的な要素と、啓蒙思想の影響をうけた、当時にあつては進歩的な要素の両面がみられることは確かであり、この論争にここで立ち入ることはしない。ただ、その論争において重要な論点の一つとなったのが都市法であつたことはここで確認しておきたい。

ギールケの研究は、この論争の中、マイヤーよりの立場から書かれた研究である。ギールケは、この都市法が、フランス革命の影響のみ

ならず、ドイツ社会の伝統の中から生じた法律であることを強調する。ギールケは都市法については、自治の限界を認識しつつも、次の二点から評価を加える。一つ目は、この都市法そのものが民主的な自治の原則に基づいていたことであり、二点目はこの都市法が、その後のドイツ都市自治制度のモデルとなったことである。両者併せてギールケは、都市法の発令された一八〇八年十一月十九日を「ドイツ国民の公的活動の春」と位置づける。⁽¹⁴⁾彼にあつては、都市自治だけではなく、その後のすべての憲法を実現させた様々な思想に都市法は道を開いたのだという。

同様の傾向は、第二次世界大戦後に出版された、H・ヘフターの『一九世紀ドイツの自治』（一九五〇年）にもみられる。⁽¹⁵⁾ヘフターは、都市法をもたらし思想的背景としてフランス革命と中世以来のドイツ都市自治の伝統を指摘しつつ、都市法が民主的原則に基づいていることを強調する。たとえば、市議会議員の選挙がツンフトなどを母胎としていないこと、選挙権獲得のための年収制限が二〇〇ターラーと低く設定されていたこと、そして選挙に等級が設定されていなかったことを指摘する。ヘフターは、市民権が土地所有者と営業従事者だけにあたえられたという面に、伝統的な要素をみるものの、総じて都市法を民主的かつ自由の新造物であつたと評価する。

G・リッターの『シュタイン伝』（一九五八年）が的確にまとめているように、警察が国家の強い影響のもとにおかれたため、自治が実質的に骨抜きになつたことや市議会と市参事会の権限の分担が不明確であつたことなど、都市法による自治の問題点は十分認識されてきた。そのリッターにしても、都市法はドイツ都市の生命の回復に貢献し、

市民の公共心の覚醒に役立ったと評価している。⁽¹⁶⁾

民主的な側面を強調し、ドイツにおける近代的都市自治の出発点として都市法を位置づける視点は、ほかにもA・クレプスバッハの著作(一九五七年)やE・ベッカーの論文(一九五七年)にもみられ、⁽¹⁷⁾ 制定一五〇周年のこの段階で都市法を制度史的にみた場合にこうした評価がほぼ定説の位置を獲得している。

以上検討した各研究の違いをのべれば、以上のように都市法を評価した上でドイツ社会のよき遺産としてこの法律を位置づける際の立脚点の相違であろう。今世紀初頭のドイツが立憲君主制の時代に書かれたギールケやE・ペーターゾーリエの研究では、都市法は立憲君主制の土台として位置づけられる。⁽¹⁸⁾ 他方、ナチズムによる民主主義の崩壊という現実を経て、民主主義の再生がドイツ社会に強く求められた時期に書かれた一九五〇年代の研究では、ドイツにおいて民主主義・自由主義の伝統が存在していたことがこの都市法に託して語られる。⁽¹⁹⁾

一五〇周年の段階で都市法そのものについての評価が一定していることから、都市法研究をより発展させるには、都市法が現実社会の中でどのように受容されたのかを問題にする必要があるという認識が出てくるのも不思議ではない。管見の限りでは、そうした視点が、特定の都市に限定せずに都市法をあつかう研究者において前面にでてくるのは一九六〇年代の後半になってからである。

都市法のもとでの市民の市政参加については、立ち入った研究がそれまでどの都市についてもなされてこなかったが、西側のベルリン自由大学の博士論文を刊行した著作(一九六七年)においてヴェンツェルが、ベルリン、シュレージエン、そしてポーゼンのユダヤ人について

て一次史料に基づいた分析をおこなっている。冷戦下のまだ史料調査に制約があったであろう時期の研究であるが、ユダヤ人の市議会議員や参事会員について具体的に明らかにしている。シュレージエンやポーゼンの中小都市については事例が散発的であるが、ベルリンや、シュレージエンの中心都市ブレスラウについては、世紀半ばを境にしてユダヤ人がそれまでより積極的に市政にかかわるようになったことが指摘されている。⁽²¹⁾ こうした指摘は、次の二つの研究でより広い脈絡に位置付けられている。

一九六七年に出版された『改革と革命の間のプロイセン』においてR・コーゼレクは、次章以下でとりあげる地方史研究の成果もとりいれつつ、都市法が効力をもっていた時期におけるプロイセン諸都市の自治についてのべている。⁽²²⁾ 従来の研究同様コーゼレクにあっても都市法の民主的な側面が強調されており、法そのものの評価についてはとくに新しい点はない。コーゼレクの研究の特徴は、プロイセン改革の社会に対する影響という観点から、都市の大きさごとに全住民に対する市民の割合が異なること(大都市では六から八%、中都市十%以上、そして小都市では約二十%)、とくに小都市において最初の十年間は言葉の正確な意味での自治の導入が困難であったことなど具体的な数字や事実から、十九世紀前半におけるプロイセン諸都市の自治についてまとめたイメージを作り出そうとしたことである。そうした彼の議論の中でとくにとりあげるべきは、都市法によってプロイセンの諸都市に市民のための政治活動の拠点があたえられ、それがとくに一八四〇年代に活性化したとする議論であろう。コーゼレクは都市法による市政が、市民の政治的覚醒に貢献したと主張する。⁽²³⁾

都市法に限定されているわけではないが、同様の指摘が、アメリカの歴史家J・J・シーハンによってなされている。一九七〇年代におこなわれた一連の自由主義研究において、彼は十九世紀のドイツにおいて市議会を中心とした市当局が、一貫して自由主義者の活動の拠点となったことを指摘している。十九世紀末になると帝国議会レベルでは自由主義者の衰退というのは隠しようのない事実であるが、市議会議員の大多数が土地ないしは家屋所有者でなければならぬという規定によって、社会民主党の進出が阻まれ、市議会は自由主義者の牙城であり続けたのである。その起源が、十九世紀中葉の自治体の機構であったという。⁽²⁴⁾

コーゼレクやシーハンの研究は、民主主義的な自治制度が社会に定着するのに時間がかかったことを示唆しているが、シュタインの都市法を民主主義的・自由主義的コンテキストで理解しようという点では、理念の面でもとらえた研究と立場を同じくする。コーゼレクやシーハンの研究は、都市法が個々の都市社会の中でどのようにうけいられ、機能していたかという視点の重要性を物語っている。章を改めて、都市法に関する地方史研究を検討していくことにする。

三 シュタインの都市法をめぐる地方史研究

ここでは筆者が眼にした限りの、前世紀に刊行された都市法関連の地方史研究を検討する。地方史については、もともと多くの研究が世に問われているベルリンについてはかつて動向を整理したことがあり、⁽²⁵⁾まず別稿で論じた点をここで手短かに紹介したい。

都市法のもとベルリンの行政制度の発展について一九〇八年にク

ラウスヴィッツが、一次史料に立脚して、十九世紀後半までの発展を見通しつつ、基本的な事実を整理している。第二次世界大戦後になり、一九六〇年代にベルリン市民の市政へのかかわりに関心が向けられ、ヴェンツェルによるユダヤ人、およびケルブレによる企業家に関する研究⁽²⁶⁾が、一八四〇年代にそれぞれの社会層が市の名誉職に積極的にかかわるようになったことを指摘している。一九九〇年の東西ベルリンの統一をきっかけに、ベルリン市民の市政へのかかわりに関する一次史料に基づいた研究が世に問われている。パウルマンによる都市法のもと市議会議員の網羅的研究、およびスカルパによる市の南東部のルーゼン市区の救貧委員会の著作が出版されている。⁽²⁷⁾ほかに、ベルリンおよびプロイセンにおける国家行政や官僚制の発展とのかかわりの中の都市自治の展開を詳細に論じたB・グリヴァッツによる著作⁽²⁸⁾がある。

パウルマンとスカルパによる研究成果を整理すると、次の三点になる。第一に、ベルリンの市民で市政にかかわったのは、手工業者や小商人といった伝統的な都市の市民である。第二に、一八四〇年代に市政にかかわる市民の社会構成が変化し、大学教授、出版業・本屋、ユダヤ人がそれまでより関与するようになった。第三に、都市法による市政が、閉じた世界の中で機能していたわけではなく、協会など周辺組織とのかかわりの中にあつた。以上の成果をふまえ、今後留意すべき方向性として、まずベルリンの市区ごとの特徴の相違、次に世代差、そして最後に市の名誉職と各種組織の構成員の関係の解明を指摘した。⁽²⁹⁾

ベルリンのように明確に成果と課題を整理できる都市は現時点では

ほかにない。ほかの都市に関する研究を総合して研究史であるとか、一般的傾向を語ることは困難である。それは、個々の研究が史料的な基盤や議論の深さの点で大きく異なることや、次に検討するような、プロイセン社会が抱える地域的多様性のためである。とはいえ、次の二点に関しては地方史研究においても共通認識であることを指摘してさしつかえなからう。第一に、どこの都市においても自治を担っているのに適切な人材を見つけないことが困難であったことである。第二に、市政の担い手もっぱら営業従事者であったことである。これは、都市法の規定で市民権が営業権と結びついていたからであり、ベルリンのような教養人や官僚がかなり存在している都市にあっても、市議会議員になるのはもっぱら営業従事者であった。市議会議員の選出母胎である市民も営業従事者中心であった。西プロイセンのシュトラスブルク郡に関する研究でハルトマンは、一八三二年の時点で人口二六〇〇を数えたシュトラスブルクの市民のうち、投票権を獲得できたものの職業について報告している。全部で一六名のうち、試補など、営業以外の職種に従事しているものはわずか四人(三・四%)にすぎない。⁽³¹⁾

都市法に関する地方史研究を押さえて印象に残るのは、こうしたプロイセン諸都市が共有する要素よりも、当時のプロイセンが一つの国家としては実に多様な要素を抱え込んでいることである。

まず、もともとドイツでも東のほうに位置するプロイセンは、その領土内かなりのポーランド人を抱え込んでいた。そうした状況は、ポーゼンをあつかった Trzebiatów の研究に端的に現れている。

ポーゼンは、都市法発令時はワルシャワ公国の領域の中にあり、導入

されたのは一八三一年の修正都市法である。一つの都市に居住するドイツ人とポーランド人が混在する都市においては、ドイツ人のほうがポーランド人より積極的に自治に関与していたという。⁽³²⁾すでに紹介した、都市法のもとの市政におけるユダヤ人について扱ったヴェンツェルは、ポーゼンでは人口面で圧倒的にポーランド話者が多い中で、ドイツ語話者を強化するためにプロテスタントのドイツ人がユダヤ人と手を組むことがあり、他方ユダヤ人の参入により様々な集団がまとまった都市もあることなどを指摘している。⁽³³⁾

次に、都市法は基本的にティルジットの和約(一八〇七年)でプロイセンの領土が大幅に削減された時代に発令され、その効力はその縮小した領土の範囲に限定されていた。したがって、たとえばライン州ではフランス支配下以来の自治制度が、一八四五年まで存続し、都市法は導入されなかった。西プロイセン州をあつかったハルトマンの研究は、この州の、ウイーン会議によって併合された地域において都市法の導入を決議した都市があつたことを明らかにしている。西プロイセン南部は、北部とは異なり、都市法発令時点ではワルシャワ公国に属していた。その都市の市民が、自分たちがプロイセン国家に統合されていくというシンボルとして都市法を導入しようとしたというのである。⁽³⁴⁾

さらに、ツィークルツシュは、都市法一〇〇周年の機会に出版された著作において、フリードリヒ二世の時代から十九世紀中葉までのシュレージエンの都市をあつかっている。本書では、シュレージエンの諸都市が領土の強い影響下におかれており、それに加えて十八世紀以降この地域をおそった経済的停滞のため、自立的な市民の発展が阻

害されたという。彼は、この地域に自立的な市民の政治活動が盛り上がるのは、ようやく一八四八年革命前夜であったという。⁽³⁵⁾ 同じ時に出版されたベルリンに関するクラウスヴィッツの研究では、都市の順調な発展が描かれており、ツイークルツシュは、停滞した都市という、対極的なイメージを描いている。両者の研究視角の相違かもしれないが、プロイセンの諸都市が地域ごとに置かれた条件が異なることを示唆している。

章を改めて、二〇〇周年の状況を見ていく。

四 都市法二〇〇周年

管見の限りではあるが、制定二〇〇周年の二〇〇八年前後には都市法を巡って目立った動きはうかがえない。⁽³⁶⁾ 地域に焦点を合わせた研究としては、シュレージエンの二つの小都市のユダヤ人の動向を分析した著作がある程度である。⁽³⁷⁾ 一〇〇周年や一五〇周年の動向がドイツの歴史学の置かれた位置を反映していたのと同様、二〇〇周年の際に顕著な動きがない状況にもそれなりの要因が存在する。若干見られた研究を紹介しつつ、それを三点に分けて述べていきたい。

第一点として、前章でふれたように、ベルリンに関する実証的な研究が、一九九〇年の東西ドイツの統一後世に問われている。すくなくともベルリンについては二〇〇八年より以前にすでに研究に展開があり、わざわざ二〇〇周年ということイベント的に研究をおこなう必要がなかったということであろう。

第二点目以降はギールケの言うような、「ドイツ国民の公的活動の春」という評価が、現在では成り立たないことを示している。

第二点として、『行政学』誌に掲載されたG・ピュットナーの論文⁽³⁸⁾が端的に示すように、シュタインの都市法の規定が現在ではなじみのないものであり、当時の法制度や国家秩序の脈絡で評価すべきことが意識されるようになっていく。ピュットナーは、この論文において、現代の法制度との相違、およびそれをどのように理解すべきかについて、以下のような点を指摘している。従来伝統的なものとして留保されていた論点が前面に出てきた形になっている。第一に、二〇八条にわたる条文が長く、今日の観点からすると冗長であることである。こうした長大な条文は、当時の自治体法によくあることであるという。

第二に、都市法が、第一部において「国家の最上級の監督」を冒頭にもってきていることであり、これは今日では奇妙に思われる。ところが、都市を国家の保護監督下に置くことが、以前の世襲領主の支配権を考慮いれると、都市の自由にとって一歩前進という側面があることが指摘される。第三に、一七九四年のプロイセン一般ラント法で規定されていた通り、市民と居留民の区別が残ったことである。市民になるには営業権と土地所有により、市参事会によって承認される。他方、市民が選出した市議会によって都市が代表されるのは都市法の新しい点である。市民権の制限、および市参事会と地域の警察当局の立場の強さから現在の自治のレベルには及ばないが、参事会員に市議会の承認が必要な点で、自治体制の土台をもたらしたいえる。

今日の自治に直接つながる要素もある。都市の役職をひきうける義務に伴う「市民精神」は、今日と同様、義務と権利をもたらしたいう。

以上のような考察をふまえて、ピュットナーは、改革以前のプロイ

セン一般ラント法と比べると確かに進歩した側面はあるが、ドイツにおける自治体自治の発展にとつては、営業の自由と自由な土地売却の導入、および国家行政の再編成といった改革があつてはじめて意味をもちえると位置付ける。一八五三年に出され、一九三三年まで通用した「六つの東部諸州のための都市法」は、確かに一八〇八年の都市法を土台にしているが、十九世紀前半の展開があつて出来上がったものである。結局、一八〇八年の都市法は、自治の発展に意味があつたとしても、それは十九世紀初頭の法律というコンテクストにおいて意味をもつものと位置付けられる。

一八〇八年の都市法は、現代の都市自治と直接結びつけられないのみならず、十九世紀後半の自治とも直線的には結びつけられないことが強調されており、一〇〇周年や一五〇周年の議論の前提に疑問が呈されていることになる。こうした評価が、どの程度共有されているものかわからないが、二〇〇周年で都市法に大きな関心が寄せられなかった背景には、都市法についてのこうした認識が広まっていると想定して差し支えないように思われる。

この想定は、以下の事実でも補強される。パールマンの研究では、都市法のもとでの市議会選挙の在り方に、試行錯誤していた側面が強いことが明らかにされている。以前に紹介した⁽³⁹⁾ことがあるが、たとえば、市議会議員選挙の際にそれぞれの選挙区の市民が朝九時に教会などに集まって投票をおこなう。長い説教と歌による礼拝ののち、数名の候補者一人ひとりについて「JaかNein」の玉で投票していくやり方で、しばしばお昼の時間が過ぎてしまったという。安息日には投票しないので平日におこなわれるが、仕事の都合で途中で抜ける市民もおり、票

数が合わないことも問題となつたという。伝統的な投票の在り方をそのまま踏襲したものとされるが、不特定多数の市民による投票の方式としては適切なものではなかったのは確かである。とくに、ベルリンの人口の増加に伴い、一〇二と決められた選挙区それぞれの有権者の人数は増え、集計の作業は余計手間と時間がかかるようになった。以上は都市法の革新性をとらえなおす動きといえるが、二十世紀から二十一世紀の転換期に世に問われたプレーフェやフリードリヒの論文では、一八〇八年の都市法を、十八世紀以来の都市社会の展開の中で位置づける視点の重要性が指摘されている。⁽⁴⁰⁾

ギールケの評価のうち「公的活動の春」という部分は現在では背後に退いている⁽⁴¹⁾。かわりにそうした評価があたえられるようになってるのが、一八四八年の革命である。欽定憲法であり、経済力の違いが国政に関与する権限の強弱を規定する三級選挙法によって衆議院議員が選挙されるものの、プロイセンでも憲法による国政が導入された。すでに憲法が導入されていたドイツ西部の諸邦も含め、ドイツ全体で近代的な政治体制の土台が作られたのがこの革命なのである。⁽⁴²⁾

第三点としてシュタインの都市法が「ドイツ」のものといえるかという問題がある。この都市法が適用されたのは、ティルジツト条約により大きく削減されたプロイセンの領土である。この当時のプロイセンの領土は、第一次世界大戦後のポーランド回廊の割譲や第二次世界大戦後の領土の変更を経て、現在ではブランドンブルク州やポズナン州の一部を除くと、大部分がポーランド領である。ケーニヒスベルクとその周辺はロシアの飛び地となっている。ドイツ帝国までであれば、都市法の適用範囲について「ドイツ」を語ることは可能であるが、

その後この地域で「ドイツ」を代表させることはかなり微妙な問題となる。⁽⁴⁴⁾

しかも、都市法の適用範囲で現在ドイツに属していない地域には、もともとドイツ人のみならず、ポーランド人、ロシア人、リトアニア人などが混在しており、「ドイツ」とはいいがたい地域であったのが、歴史的に見て、様々な経緯を経てプロイセンに併合されていったものである。東プロイセンは、ドイツ騎士団領に由来するプロイセン公国であり、プロイセンという国家の本体の一つであった。それに対して、シュレージエンは、オーストリア継承戦争の際にプロイセン領となった。西プロイセンは、もともと王領プロイセンといわれ、ポーランド王国に帰属していたが、ルター派の信仰の維持や独自の議會を維持し、完全にポーランドに組み込まれたわけではなかった。それが、第一回ポーランド分割の際にプロイセン領となり、ナポレオン時代に設けられたワルシャワ公国に南のほうの領土を割譲している。以上にとどまらず、都市法発令時にプロイセン領ではなかったポーゼンも、第二回ポーランド分割でプロイセン領となり、ナポレオンの時代はワルシャワ公国の一部となり、ウィーン會議によりまたプロイセン領となっている。一八〇八年の都市法が適用された地域を見ると、この都市法に「ドイツ」という枠組みをあてはめるのは本来困難である。

冷戦下ではドイツ史研究者による東方研究には文献・史料へのアクセスに困難が伴ったが、冷戦の終結した一九九〇年代から状況が変わる。過去のこの地域を考える研究者が、彼らの頭の中に構築されていた東西世界間の「壁」から自由になったといえる。そうした視野の拡大のもとプロイセン・ドイツ帝国の東方地域に関するドイツ史家によ

る実証研究が進み⁽⁴⁵⁾、こうした地域が「ドイツ」でくくられない多様性を内包していることが明らかにされた。この多様性は、前章で確認した都市法研究を介してうかがえた多様性と共通している。こうした研究成果をふまえると、現代では、一八〇八年の都市法を、ギールケのように、「ドイツ」と位置付けるのが無理であり、ドイツ史家にとって評価が困難であることが認識されたのであろう。

おわりに

本稿の叙述をまとめておきたい。シュタインの都市法については、制定一〇〇周年と一五〇周年に研究の盛り上がりがあった。理念をめぐる研究では、都市法は、近代的自治体自治の出発点として評価されたが、一〇〇周年の際には立憲君主制の土台として位置づけられ、一五〇周年の際にはドイツ社会にも自由主義・民主主義の伝統が存在したことが示される。地方史研究を見ると、プロイセン国家が当時様々な要素を抱え込んでいる様相が浮き彫りにされる。制定二〇〇周年後には目立った研究上の動きはなく、その背景は、次の三点である。第一に一九九〇年以後のベルリンに関する実証研究の進展により、新たな研究をとくに必要としなかった。第二にのちの時代への直接的な影響よりも、前の時代との関連や同時代の脈絡の中で把握する視点が前面に出た。そして最後に都市法を適用された領域を考えると、「ドイツ」の産物としてとらえることはできない。

とくに最後の二点は、現時点では、都市法を歴史的に評価するのが困難な状況にあることを示唆している。そうした隘路を抜け出すためには、本稿の検討をもとにすれば、次のような課題に取り組む必要が

まず、以前も指摘したように、プロソポグラフィの手法などを用いて、協会など他の組織との関係を明らかにし、都市法による行政組織の社会的位置づけを明確にする。それにより、シュタインの都市法が、どのようなコンテキストで機能していたのかを考える手がかりを得ることができる。

次に、ポーランド史研究との接合が必要であろう。語学的な問題のために、筆者はポーランド史研究者の研究で参照したのは、二〇〇二年に刊行された、ノーマン・デーヴィスとロジャー・ムーアハウスのプレスラウの通史だけである。本書では、都市法は、以前のドイツ史学とは異なり、かつての自治の復活と評価され、より長期的なこの都市の歴史の中で位置づけられている⁽⁴⁶⁾。ポーランド史研究において、都市法そのものや当該社会が、近世から現代にいたる長期的な歴史の流れの中でどのように位置づけられているのかを参照することで都市法により客観的な評価が可能になるように思われる。筆者がこのような研究がポーランド史学の中でどの程度進んでいるのか把握していないが、今後そうした共同作業により、都市法のみならず、十九世紀にはプロイセン・ドイツ帝国東部にあった地域についてのより包括的なイメージを獲得できるであろう。

註

(1) この法律 *Städteordnung* は、従来「都市条例」と訳され、筆者もその訳語を用いたが、「条例」は自治体の制定する法律であり、この法律は国家の制定したもので「都市法」と訳することにする。東畑隆介「F・V・シュタインの『都市条例』について」『史

学』三五—二／三、一九六二年、拙稿「一九世紀前半ベルリンにおける市民層と市の名譽職」『奈良史学』二二、二〇〇四年。邦語の都市法研究として、ほかに村上淳一「プロイセンの都市自治とサヴィニー」同著『ドイツの近代法学』東京大学出版会、一九六四年、高橋洋「プロイセン一八〇八年都市条令の検討——近代地方自治成立史研究のための覚書」『早稲田法学会誌』三〇、一九八〇年、田熊文雄「プロイセン都市条令の制定と都市——三月前期の都市自治・都市市民・国家市民」『岡山大学文学部紀要』三〇、一九九八年などがある。

- (2) 条文は『*Freiherr vom Stein, Briefe und amtliche Schriften*, Bd. II/2, bearbeitet von Erich Botzenhart, neu herausgegeben von Walther Hubatsch, Stuttgart 1960』を用いた。
- (3) 東畑前掲論文。
- (4) Clauswitz, Paul, *Die Städteordnung von 1808 und die Stadt Berlin. Festschrift zur hundertjährigen Gedenkfeyer der Einführung der Städteordnung*, Berlin 1908, S. 10-35.
- (5) 谷口健治『「マイン手工業」の構造転換——「古手工業」から三月前期へ』昭和堂、二〇〇一年。
- (6) Schinkel, Harald, Polizei und Stadtverfassung im frühen 19. Jahrhundert. Eine historischkritische Interpretation der preussischen Städteordnung von 1808, in: *Der Staat* 3, 1964.
- (7) 以下の整理は Krebsbach, August, *Die Preussische Städteordnung von 1808*, Stuttgart/Köln 1957, S. 27-37 を参照した。
- (8) Koselleck, Reinhart, *Preußen zwischen Reform und Revolution. Allgemeines Landrecht, Verwaltung und soziale Bewegung von 1791 bis 1848*, 3. Aufl., Stuttgart 1981 (1967), S. 93-105.
- (9) Clauswitz, a.a.O., S. 110-149; S. 164-197.
- (10) Ehbenda, S. 113f.
- (11) Gierke, Otto, *Die Steinsche Städteordnung. Rede zur Feier des Geburtstages seiner Majestät des Kaisers und Königs gehalten in der Aula der Königlichen Friedrich-Wilhelms-Universität zu*

- Berlin am 27. Januar 1909, Berlin 1909. 同様の観念の著作として Peterstille, Erich (Hg.), *Entstehung und Bedeutung der Preussischen Städteordnung. Eine Festschrift zum 19. November 1908*, Leipzig 1908^{『』}。
- (12) Clauswitz, a. a. O.; Ziekursch, Johannes, *Das Ergebnis der friedricianischen Städteverwaltung und die Städteordnung Steins. Am Beispiel der schlesischen Städte dargestellt*, Jena 1908; Wendt, Heinrich, *Die Steinsche Städteordnung in Breslau. Denkschrift der Stadt Breslau zur Jahrhundertfeier der Selbstverwaltung*, Breslau 1909.
- (13) 林健太郎「プロイヤン改革とフランス革命」『フランクフルト史論集』中央論社 一九七六年（初出『史学研究』四七 一九五二年）。
- (14) Gierke, a. a. O., S. 4.
- (15) Heffter, Heinrich, *Die deutsche Selbstverwaltung im 19. Jahrhundert. Geschichte der Ideen und Institutionen*, Stuttgart 1950.
- (16) Ritter, Gerhard, *Stein. Eine politische Biographie*, Stuttgart 1958.
- (17) Krebsbach, a. a. O.; Becker, Erich, Die staatspolitische Bedeutung der Preussischen Städteordnung, in: Wegener, Wilhelm (Hg.), *Festschrift für Karl Gottfried Hugelmann zum 80. Geburtstag am 26. September 1959 dargebracht von Freunden, Kollegen und Schülern*, Aalen 1959.
- (18) Gierke, a. a. O., S. 32f.; Petersstille, a. a. O., S. 118-120.
- (19) Heffter, a. a. O., S. 95; Ritter, a. a. O., S. 269; Krebsbach, a. a. O., S. 37-40; Becker, a. a. O., S. 66-75.
- (20) Wenzel, Steff, *Jüdische Bürger und kommunale Selbstverwaltung in preussischen Städten 1808-1848*, Berlin 1967.
- (21) Ebonda, S. 50-69; S. 90-95.
- (22) Koselleck, a. a. O., S. 560-637.
- (23) Ebonda, S. 582-585.
- (24) Sheehan, James J., Liberalism and the city in nineteenth-century Germany, in: *Past & Present*, 51, 1971, p. 118; id., Liberalism and society in Germany 1815-1848, in: *Journal of Modern History*, 45, 1973, p. 589; id., *German liberalism in the nineteenth century*, Chicago 1978, p. 22.
- (25) 前掲拙稿「一九世紀前半ベルリンにおける市民層と市の統治職」。
- (26) Wenzel, a. a. O.; Kaelble, Hartmut, Kommunalverwaltung und Unternehmer in Berlin während der frühen Industrialisierung, in: Büsch, Otto (Hg.), *Untersuchungen zur Geschichte der frühen Industrialisierung vornehmlich im Wirtschaftsraum Berlin/Brandenburg*, Berlin 1971.
- (27) Scarpa, Ludovica, *Gemeinwohl und lokale Macht. Honoratioren und Armenwesen in der Berliner Luisenstadt im 19. Jahrhundert*, München/New Providence/London/Paris 1995; Pahlmann, Manfred, *Anfänge des städtischen Parlamentarismus in Deutschland. Die Wahlen zur Berliner Stadterordnetenversammlung under der Preussischer Städteordnung von 1808*, Berlin 1997.
- (28) Grzywatz, Berthold, *Stadt, Bürgertum und Staat im 19. Jahrhundert. Selbstverwaltung, Partizipation und Representation in Berlin und Preußen 1806 bis 1918*, Berlin 2003.
- (29) 別稿公表後この課題に向けて拙稿「ベルリン公益的建築協会の協会員リスト（一八四九年）——一九世紀中葉ベルリンにおける市民の人的関係の解明に向けて」『人文研究』六八、二〇一七年および「三月革命後ベルリンにおける住宅改革と市民社会——ベルリン公益的建築協会と労働階級福祉中央協会」『西洋史学』二六七、二〇一九年を發表した。
- (30) Ziekursch, a. a. O.; Wendt, a. a. O.; Winkler, Theodor, *Johann Gottfried Frey und die Entstehung der Preussischen Selbstverwaltung*, Neu-Ausg. aus Anlass des 200. Geburtstages des Reichsfreiherrn vom Stein, 1957, (1936); Hartmann, Stefan, Zur Einführung preussischer Städteordnungen im westpreussischen Kreis Strassburg im 19. Jahrhundert, in: *Zeitschrift für Ostforschung*, 34,

- 1985: Trzeciakowski, Lech. Polen und Deutsche in der städtischen Selbstverwaltung im Großherzogtum Posen 1815–1918, in: *Archiv für Kommunalwissenschaften*, 27-2, 1988, Nürnberg, Richard, Städtische Selbstverwaltung und sozialer Wandel im Königreich und in der Provinz Hannover während des 19. Jahrhunderts, in: *Blätter für Deutsche Landesgeschichte*, 112, 1976, Eggert, Oskar, *Die Einführung der Städteordnung in Pommern*, Hamburg 1950.
- (15) Hartmann, a.O.
- (33) Trzeciakowski a.O.
- (33) Wenzel, a.O., S. 173; S. 177.
- (35) Hartmann, a.O.
- (35) Ziekursch, a.O.
- (36) 本章の検討するもの以外で以下の論文がある。Malchow, Gisela und Herrmann, 200 Jahre Preussische Städteordnung: Zur Geschichte der kommunalen Amtszeichen im Königreich Preußen, in: *Beiträge zur brandenburgisch/preussischen Numismatik*, 16, 2008 44, 都市法のみよしの市長や市議会議員の記事に関する基礎的な情報を整理したものである。以下は、既存の枠組みに基づいた研究である。Conrad, Benjamin, "Ein höchst wert gehaltenes königliches Geschenk." Zur Umsetzung der Städteordnung des Freiherrn von Stein in Schlesien 1808–1853, in: *Historische Mitteilungen*, 24, 2011; Materna, Ingo, Zum 200. Jahrestag der Preussischen Städteordnung. Vortrag im Berliner Abgeordnetenhaus am 6. Juli 2009, in: *Jahrbuch für die Geschichte Mittel- und Ostdeutschlands*, 56, 2010.
- (37) Dudek, Beata, *Juden als Stadtbürger in Schlesien. Glogau und Beuthen im Vergleich 1808–1871*, Hamburg 2009.
- (38) Püthner, Günter, 200 Jahre Preussische Städteordnung, in: *Die Öffentliche Verwaltung*, 61-23, 2008, 84-86参照。Von Unruh, Georg Christoph, Die fortwirkende Bedeutung der preussischen Städteordnung von 1808, in: *Deutsche Verwaltungspraxis. Fachzeitschrift für Wissenschaft und Praxis in der öffentlichen Verwaltung*, 59, 2008.
- (39) 前掲拙稿「一九世紀前半ベルリンにおける市民層と市の名誉職」四五頁。
- (40) Pröve, Ralf, "Civismus" und "Spießbürgertum". Die Preussische Städteordnung von 1808 und stadtrepublikanische Traditionen in Brandenburg, in: Neugebauer, W. und R. Pröve, (Hg.), *Agrarische Verfassung und politische Struktur. Studien zur Gesellschaftsgeschichte Preußens 1700–1918*, Berlin 1998; Karin Friedrich, *The Development of the Prussian Town, 1720–1815*, in: Dwyer, Philip G., *The Rise of Prussia 1700–1830*, Harlow 2000.
- (41) 二〇〇七年に刊行されたドゥッソフホルトによるシユタイン伝でもシユタインの業績として都市法を検討しているが、近代性を強調するような評価はおこなっていない。Duchardt, Heinz, *Stein. Eine Biographie*, Münster 2007, S. 195-204.
- (42) 拙稿「反動の時代から第二帝政期へ——一九世紀中頃～二〇世紀初頭」南直人、谷口健治、北村昌史、進藤修一編『はじめの学々ドイツの歴史と文化』シネルヴァ書房、二〇二〇年。
- (43) 同論文、および拙稿「ゲオルク・ビューヒナーの生きた一九世紀前半のドイツ」『千年線』一三号、二〇二四年。
- (44) ナチズムの時代に、ドイツから切り離されていた自由都市ダンツィヒや飛び地となっていた東プロシエンのケーニヒスベルクに関するモノグラフが刊行されているのも時代背景を踏まえて論じるべきかもしれないが、詳細は他日を期したい。Hoffmann, Erich, *Danzig und die Städteordnung des Freiherrn von Stein*, Berlin 1934; Winkler, a.O.
- (45) Mankó-Matysiak, Anna, Eef Overgauw, Tobias Weger (Hg.), *Das deutsche Kulturerbe in Schlesien. Fragen und Perspektiven*, Oldenbourg 2014; Friedrich, Karin, *The other Prussia. Royal Prussia, Poland and liberty, 1569–1772*, Cambridge University Press, 2000. 邦語では今野元『多民族国家プロシヤンの夢——「青の国際派」メーローンハ秩序』名古屋大学出版会、二〇〇九年

- 割田聖史『プロイセンの国家・国民・地域——一九世紀前半のポ
ゼン州・ドイツ・ポーランド』有志舎、二〇二二年、衣笠太郎『ド
イツ帝国の解体と「未完」の中東欧——第一次世界大戦後のオー
バーシュレージエン／グルヌイシロンスク』人文書院、二〇二三年。
(46) Davies, Norman, and Roger Moorhouse, *Microcosm. A Portrait
of a Central European City*, London 2002, p. 253.